

～かかりつけ医の皆様へお願い～

栃木県糖尿病重症化予防プログラム（保健指導）に御協力ください

栃木県の糖尿病患者数は**5万5千人**（平成 29 年患者調査）と推計されており、全国と比較して多く、増加傾向にあります。また、糖尿病合併症の1つで、患者のQOLや医療費の増大に大きく関係する透析患者数も増加しており、その対策が重要となっています。

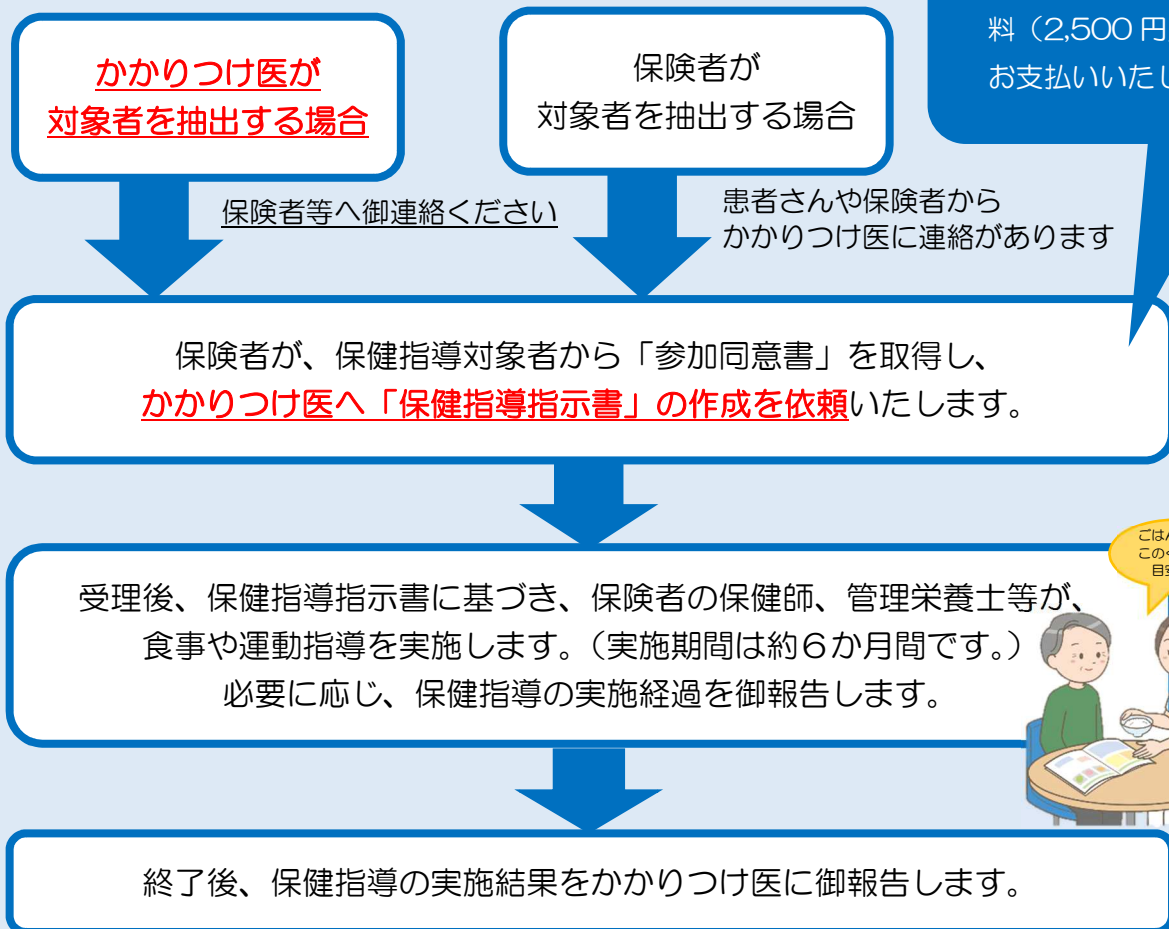
そこで、糖尿病重症化予防を目的に、栃木県医師会、栃木県保険者協議会、栃木県の3者が協働し、平成 28 年に「**栃木県糖尿病等重症化予防プログラム**」を策定いたしました。

本プログラムに基づき、県内保険者の保健師や管理栄養士等は、かかりつけ医と連携しながら、糖尿病患者に対し、食事や運動などの**保健指導**を行います。



貴院の患者さんに対して、保険者が実施する**本プログラム（保健指導）への参加のお誘い**や、保健指導のための**保健指導指示書の作成**に御協力をお願いいたします。

保健指導の基本的な流れ



保健指導対象者

【かかりつけ医が抽出する場合】

糖尿病治療中に尿アルブミン、尿蛋白、eGFR等により腎機能低下が判明し、保健指導が必要と医師が判断した者

〈例〉

- ・生活習慣改善が困難な者
- ・治療を中断しがちな者
- ・自施設に管理栄養士等が配置されておらず、実践的な指導が困難な場合
- ・専門病院との連携が困難な場合 等

(参考) 糖尿病性腎症病期分類

病期	尿アルブミン値(mg/gCr) あるいは 尿蛋白値(g/gCr)	GFR(eGFR) (ml/分/1.73m ²)
第1期 (腎症前期)	正常アルブミン尿(30未満)	30以上
第2期 (早期腎症期)	微量アルブミン尿(30~299)	30以上
第3期 (顕性腎症期)	顕性アルブミン尿(300以上) あるいは 持続性蛋白尿(0.5以上)	30以上
第4期 (腎不全期)	問わない	30未満
第5期 (透析療法期)	透析療法中	

出典：日本糖尿病学会編・著 糖尿病治療ガイド 2020-2021

【保険者が抽出する場合】

健診データやレセプトデータから、保健指導が必要であると保険者が判断した者

お問合せ先

県内の各保険者*または栃木県保健福祉部健康増進課へ御連絡ください。

*国民健康保険、協会けんぽ、健康保険組合、共済組合、後期高齢者医療広域連合等

*栃木県保険者協議会ホームページに、本プログラムに取り組む保険者の連絡先や保健指導指示書等の各種様式を掲載しています。

*保険者によっては本プログラムに取り組んでおらず、対応できない場合があります。



栃木県保健福祉部健康増進課

TEL028-623-3095/FAX028-623-3920

